

保険契約を復活する際および
自動定期延長保険への変更の取消をする際の利息の払込みの廃止について

第一生命保険株式会社(代表取締役社長:隅野 俊亮)では、保険契約を復活する際および自動定期延長保険への変更の取消をする際の利息の払込みを廃止いたします。

1. 改定内容

(1) 保険契約を復活する際の利息の払込みの廃止

変額保険(有期型)、変額保険(終身型)および一部の個人年金保険において、保険契約を復活する際に払い込んでいただく未払込保険料に対する利息を廃止します。

(2) 自動定期延長保険への変更の取消をする際の利息の払込みの廃止

変額保険(有期型)および変額保険(終身型)において、自動定期延長保険への変更を取り消す際に払い込んでいただく未払込保険料に対する利息を廃止します。

2. 改定対象となる保険種類

各附則の第1条を参照ください。

3. 保険料

今回の改定による保険料の変更はありません。

4. 廃止時期

2026年1月2日より。

以下の附則第1条の保険に加入されているお客さまについて、下記の附則を適用します。

附則（2026年1月2日）

第1条（適用対象）

この附則は、つぎの主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に適用します。

- | | |
|------------------|---------------------------|
| (1) 変額保険（有期型） | (7) 生存保障型個人年金保険 |
| (2) 変額保険（終身型） | (8) 5年ごと利差配当付個人年金保険 |
| (3) 終身年金保険「長寿年金」 | (9) 5年ごと配当付個人年金保険 |
| (4) 個人年金保険 | (10) 5年ごと配当付生存保障重視型個人年金保険 |
| (5) 個人年金保険（S 62） | (11) 個人年金保険（2018） |
| (6) 個人年金保険（H 8） | (12) 生存保障重視型個人年金保険（2018） |

第2条（適用内容）

2026年1月2日以後に第1条（適用対象）に定める主契約が効力を失った場合で、その保険契約の復活の請求に必要な金額を払い込むときには、主契約の普通保険約款の規定にかかわらず、保険料期間がすでに到来している未払込保険料に対する利息の払込は不要とします。

以下の附則第1条の保険に加入されているお客さまについて、下記の附則を適用します。

附則（2026年1月2日）

第1条（適用対象）

この附則は、変額保険（有期型）および変額保険（終身型）に適用します。

第2条（適用内容）

第1条（適用対象）に定める主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の自動定期延長保険への変更日が2026年1月2日以後である場合で、その変更日から3か月以内、かつ、自動定期延長保険の保険期間内に保険契約者から保険料期間がすでに到来している未払込保険料の払込があったときは、主契約の普通保険約款の規定にかかわらず、当会社は、自動定期延長保険への変更を行わなかったものとして取り扱います。

以上